



No.139
発行日:2024年2月13日

神奈川ネット 市政報告



市議 布瀬めぐみ



市議 吉田なな

障がい者の移動 通勤通学の支援拡充を

12月の一般質問より

障がいがあっても、高齢になっても地域で安心して暮らしていくためには、外出が欠かせません。日常的な買い物や通院と共に、通所(通勤)や通学への移動支援も必要です。

大和市議 布瀬めぐみ

法律と自治体事業

障がい者の移動支援は、「障害者自立支援法」に則り行われています。ただ、支援法では「経済活動に関わる活動や通年かつ長期にわたる外出は除く」という規定があり、通所・通学に対する支援が法律上制限されています。

しかし、移動支援も含む自治体の「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる仕組みになっています。これにより、自治体によって利用できる移動支援サービスが異なります。

大和市の現状

大和市の地域生活支援事業で利用できるサービスは、「保護者等の病気などによる通学支援」「通所を始める際の訓練としての移動支援」などに限られています。残念ながら現在、大和市では十分な移動支援サービスが提供できているとは言えません。



そのため、学校に行く際の通学や卒業した後の通所には、ほとんどの場合、保護者が付き添っているのが現状です。保護者は大変な苦勞をして子どもたちを送迎しています。大和市には特別支援学校がないため、市外の支援学校まで毎日登下校に付き添っている保護者もいます。市内の小中学校に通っている場合でも付き添いが必要な子どももいて、中には2人の子どもを小学校と中学校にそれぞれ送っている方もいます。

通所の際、保護者が車で送っている場合もあります。高齢になり、保護者が免許を返納したことで、通所先に送迎できなくなり、通所できなくなってしまうという声も聞いています。

近隣市のサービスと今後の大和市の対応は

横浜市では、保護者の就労等の条件はありませんが、特別支援学校への通学時に移動支援を受けることができます。また、車を使っているサービスも受けられます。藤沢市では、保護者の就労等の条件なく、小学校から大学まで全ての学校への通学支援が受けられます。

今回、近隣市の制度を紹介し、通所・通学支援体制の拡充に向けて一般質問を行いました。市は『今後障がい当事者団体や事業所などで構成される「障害者自立支援協議会」等を活用し、移動支援の制度について、地域全体で課題解決に向けた議論を進めていく』と答弁しました。

通所・通学支援の拡充については、当事者や保護者等が長期にわたり市へ要望し続けています。早急な対応が必要です。

課題となる 担い手の確保

支援体制を拡充するためには、実際に支援をする人材の育成や確保が重要です。また、移動支援の課題は地域によって違いがあることから、身近な地域の中で住民が参加して支え合いの仕組みが生まれる体制づくりが必要です。海老名市は、「住民参加型移動支援事業」を実施し、住民相互の助け合いによる高齢者や障がい者の移動支援に対し、1団体50万円を上限として費用を補助しています。

秦野市は、「地域支え合い型認定ドライバー研修」の案内を、65歳になる方へ介護保険証等の送付に同封して送っています。市の補助により無料で資格が取れることから、受講者が途絶えないそうです。最近では、口コミで若い人の参加も増えているとのこと。大和市でも海老名市や秦野市のように地域での担い手を増やすよう取り組むべきと提案しました。教育を受けること、働くことは社会参加の基本であり、その権利は保証されるべきです。そのためには障がい者にとって移動支援は欠かせません。その拡充に向け、これからも提案していきます。

※今回の質問では「農福連携」と「相談支援体制の充実」についても質問しました。

布瀬めぐみの
ホームページは
こちらから↓



議会や市政の報告をし皆さんからお話を伺う場です。お気軽にご参加ください。(直接会場にお越し下さい)



- 3月25日(月) 10:00~12:00 ポラリス Room 3(布瀬)
- 3月27日(水) 10:00~12:00 事務所(布瀬)
- 4月2日(火) 10:00~12:00 つきみ野学習センター303会議室(吉田)
- 4月3日(水) 10:00~12:00 桜丘学習センター 202(布瀬)
- 4月10日(水) 14:00~16:00 鶴間1丁目 奥平宅 電話:046-273-1431(吉田)
- 4月11日(木) 10:00~12:00 ポラリス Room6(吉田)

おしゃべりサロン
(議会報告会)
のお知らせ

次号
まちづくりレポート
5月発行